

令和7年10月31日 島根県報第665号において掲載を省略した保護に関する指針一覧

島根県告示第585号
「4. 特別保護地区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
月山 特別保護地区	安来市	城安寺敷地内の森林との境界を起点とし、森林境界沿いを東進し、山中鹿介屋敷跡に至る。同屋敷跡を除外するように森林境界沿いを東進し、新宮川との接点に至る。同地点より森林内を60メートル南西進し、尾根に至る。同尾根を南西進し、山頂(136メートル)に至る。同山頂より尾根を西進し、森林境界に至る。同森林境界沿いを北進し、前記起点とを結んだ区域内とする。	16.00	身近な鳥獣生息地	月山富田城跡を含むこの区域は、島根県立自然公園に指定されているとともに、その一部が文化財保護法による区域でもあり、野生鳥獣の繁殖には最適な環境であるため、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として保全していく必要がある。	R7.11.1 ～ R17.10.31	鳥獣保護管理員を中心に区域の巡回を定期的に行うとともに、現状の環境を改変することなく、保全することとする。	再指定

島根県告示第587号
「4. 鳥獣保護区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
月山 鳥獣保護区	安来市	市道塩谷牧谷線と市道新宮本谷線との交点を起点とし、市道新宮本谷線を東進し、十二所神社前を経て山道久治谷嵐ヶ峠を経て市道久治谷線久治谷入口より市道塩谷線へ至り、同線を西進し、市道塩谷牧谷線との交点へ至り、市道塩谷牧谷線を北進し、前記起点とを結んだ区域内とする。	100.00	身近な鳥獣生息地	月山富田城跡に隣接するこの区域は、島根県立自然公園に指定されており、豊富な広葉樹林を中心に野生鳥獣の繁殖に最適な環境にあり、引き続き鳥獣保護区として保全していく必要がある。	R7.11.1 ～ R17.10.31	鳥獣保護管理員を中心に区域の巡回を定期的に行うとともに、現状の環境を改変することなく、保全することとする。	
阿井 鳥獣保護区	仁多郡奥出雲町	林道内尾谷線と呑谷に至る山道との交点を起点とし、同起点から山林と耕地界を南西進した後、起点より林道内尾谷線を500m東進した地点に結び、同地点から内尾谷川に至り、同川を南東進し鉦谷に至り、同谷を南進し鳥根県と広島県との県境に至り、同県境を西進し猿政山を経て呑谷から高野に至る山道に接し、同山道を北進し内尾谷に至る山道に接し、同山道を東進し前記起点とを結んだ区域内とする。	400.00	森林鳥獣生息地	鳥帽子山及び吾妻山を含むこの区域は、その大部分が比婆道後帝釈国定公園に指定され、良好な自然が保たれている。フナを含んだ落葉広葉樹林においては、森林鳥獣の生息に適しており、今後も鳥獣保護区として保全する。	R7.11.1 ～ R17.10.31	・区域内での狩猟を禁止し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 ・区域内の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 ・区域内及びその周辺で鳥獣による被害が発生している場合には、必要な鳥獣種及び数に限り、有害捕獲を実施し被害軽減を図る。	
馬木 鳥獣保護区	仁多郡奥出雲町	主要地方道玉湯吾妻山線の一の渡橋を起点とし、同線を北上し町道上連六の原線に接し、同線を広島県境まで進み広島県境を西進し、鳥帽子山、吾妻山を経て町道五の畑線と接する地点まで進み、同線を北東へ進み前記起点と結んだ区域内とする。	500.00	森林鳥獣生息地	猿政山を中心としたこの区域は、その殆どが水源涵養保安林に指定されており、落葉広葉樹林においては森林鳥獣の生息に適しており、今後も鳥獣保護区として保全する。	R7.11.1 ～ R17.10.31	・区域内での狩猟を禁止し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 ・区域内の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 ・区域内及びその周辺で鳥獣による被害が発生している場合には、必要な鳥獣種及び数に限り、有害捕獲を実施し被害軽減を図る。	
海士 鳥獣保護区	隠岐郡海士町	隠岐郡海士町県道海士島線と町道中里知々井線との交差点を起点として、起点より町道中里知々井線を南進し、知々井及び御波峠に至り峠より横線(東、保々見)を東進し、山道高石東線に接し、同線を北西に進み、県道海士島線に接し、同線を西に進み、前記起点と結んだ区域内とする。	177.00	身近な鳥獣生息地	針葉樹や広葉樹が入り交じる森林地区が多く、四季を通じて自然と触れ合うことができる地域であり、また隠岐神社等訪れる県民も多いため、野生鳥獣とのふれあいを通じて、野生鳥獣保護思想の普及啓発を図ることができる。	R5.11.1 ～ R15.10.31	多数の野鳥の生息に著しい影響を及ぼすことの無いよう、生息環境を保持するよう留意する。鳥獣の生息に影響のない範囲で、野鳥観察等を通じて自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。	

島根県告示第588号
「4. 鳥獣保護区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
嵩山 鳥獣保護区	松江市	市道朝酌上宇部尾線と林道一ノ原線との交点を起点とし、同林道を西進し、嵩1号線を経て宍道湖北山県立自然公園(嵩山地区)界に至り、同界を北東進し川原川に至り、同河川を東進し川原川えん提に至り、同えん提を北進し川原川に至り、同河川を北西進し宍道湖北山県立自然公園(嵩山地区)界に至り、同界を南東進し市道朝酌上宇部尾線に至り、同市道を南西進し前記起点とを結んだ区域内とする。	277.00	森林鳥獣生息地	嵩山を中心とするこの区域は、宍道湖北山県立自然公園に指定されており、広葉樹林を中心に多様な野生鳥獣の最適な生息地となっており、引き続き鳥獣保護区として保全する。	R7.11.1 ～ R17.10.31	鳥獣保護管理員を中心に区域の巡回を定期的に行うとともに、現状の環境を改変することなく、保全することとする。	

島根県告示第589号
「4. 鳥獣保護区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
丸山城森林浴公園 鳥獣保護区	川本町	邑智郡川本町大字田窪地内の通称平田作業道の終点を起点とし、同作業道を北北東に進み、林道円山線との交点に至る。林道円山線を東に進み丸山城跡に至る。丸山城跡から遊歩道を東に進み、林道円山東線に至る。林道円山東線を東に進み、通称荘厳寺前農道との交点に至る。同地点から通称荘厳寺前農道を南西に進み、旧桜江町境に至る。同地点から旧桜江町境を西に進み、通称平田作業道の終点を有する谷筋との交点に至る。同地点から、谷筋を北に進み、起点と結んだ区域内とする。	129.00	森林鳥獣生息地	円山を中心とするこの区域は、丸山城森林浴公園に一部指定され比較的高い地域であり、アカマツをはじめとする多くの天然林が残った地域である。このような自然環境を反映して、ウグイスやニホンリス、ムササビをはじめとする多様な鳥獣が生息している。このため、当該地域を鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。	R7.11.1 ～ R10.10.31	・この区域の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。ただし、鳥獣の被害が発生した場合には、被害対策を実施する。 ・鳥獣の生息に影響のない範囲で自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。	

島根県告示第590号
「4. 鳥獣保護区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
湊原 鳥獣保護区	出雲市	出雲市大社町杵築西湊原の堀川河口を起点として、赤塚浜根線を西進し、八通線に至り、八通線を南進し、西園町境に至り、西園町境を西進し、海岸に至り、海岸沿いを北進し、前記起点に至る。	130.00	身近な鳥獣生息地	この区域は、防風保安林に指定されているとともに、多数の野鳥が生息している。植生、地形、林相等野生鳥獣の生息地としては最適であるため、鳥獣保護区とする必要がある。	R7.11.1 ～ R17.10.31	多数の野鳥の生息に著しい影響を及ぼすことの無いよう、生息環境を保持するよう留意する。鳥獣の生息に影響のない範囲で、野鳥観察等を通じて自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。	